事業所向け

久留米市成年後見制度講演会

暮らしと財産を守る成年後見制度

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害、その他の疾病などにより、預貯金などの管理や介護サービスの契約などをすることが難しくなる場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

制度の現状

成年後見制度は2000年（H12年）に介護保険制度と合わせて施行され、今年で18年目を迎えます。さらに、平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、ますます制度の利用が求められております。平成29年12月末現在での利用者は全国で約21万人となっています。

講演会概要

○内容　司法書士による講演

「身近なしくみから暮らしを支援」（90分）

○定員　50名

○日時と会場

期日	時間	場所
平成31年1月30日（水）	18時00分～19時30分	久留米市役所2階くるみホール

参加費無料

電話にて申込受付

○主催　久留米市（健康福祉部長寿支援課）

○問合わせ　久留米市社会福祉協議会（生活支援課）

（受託事業者）TEL（0942）34－3035

FAX（0942）34－3090